

特定非営利活動法人

ヒューレック研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヒューレック研究会という。

(事業所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区原町1丁目10番4号シャトレブーケ902に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、通常社会生活の中で、「ピグマリオン理論」(潜在能力開発理論)をさらに深め、実践すると共に、指導者として、各種「アドバイザー」の養成および認定を行なうことにより、円滑な人間関係による共存共生のための問題解決を通して広く社会に貢献しようとする教育団体であります。

具体的な貢献領域としては、好ましい家族関係の確立、組織内チームワークの確立、顧客満足を実現するコミュニケーションサービスの徹底、人間尊重の理念に基づいての経営管理者、自治体役職員、学校教員などのリーダーシップ、青少年の健康育成、特殊領域として、余命告知をうけ、末期を有用な人生としたいと希望される方のよき傾聴者としての役割をもち、これらの領域に幅広く活用され、貢献いたします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画型社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。

- (1) ピグマリオン教育のアドバイザー養成のための教育研修
- (2) ピグマリオン教育のアドバイザーの認定
- (3) ピグマリオン応用ワークショップの開催
- (4) ピグマリオン教育に関する事例研究・研修会の開催
- (5) ピグマリオン理論・教育に必要な調査研究、情報収集及び提供
- (6) 本会の会報及びピグマリオン教育の出版物の発行

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもつて特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し法人の事業の推進活動を行なうために入会した個人

(2) 通信会員

会報、資料など会発行の資料を配付する会員

(4) 特別参加会員

この法人が主催する、講座、研修会に参加する正会員以外の会員

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上10人以内

(2)監事 1～3人

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長は、3人以内置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条 各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、次の掲げる職務を行なう。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員には、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 22 条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の

(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日のすくなくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、緊急の議事について出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の規定の適用について、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合には、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 7 日前に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第 35 条 理事会における議決事項は、緊急を要する議事を除き第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印または署名押印しなければならない。

第 5 章 資産

(構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条 各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日 に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を支出するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、

総会の議決を経てなければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条 第 3 項 に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席者の過半数をもって決した特定非営利活動法人、又は、公益法人に寄付するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載してこれを行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するための、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 6 月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

(1) 入会金 4, 000 円

(2) 年会費 6, 000 円

通信会員・特別会員は無料とする。

別表 設立当初の役員

役 職 名	氏 名	役職名	氏 名
理事長	金井 省吾	理事	大蔵智恵子
副理事長	小西 伸彦	理事	小倉利夫
副理事長	棚橋 正光	理事	館野真一
理事	間瀬正三	監事	野中敏博
理事	島津陳子		

- 7 この定款は、令和 年 月 日から施行する。